

令和8年度 上越市創業支援利子補給補助金募集

～これから創業する方や創業から間もない方を支援します～

補助内容

市では、幅広い創業の促進と雇用の創出を図るため、中小企業者の皆さんが創業や第二創業に要する資金を借り入れた場合、最大7年分の利子相当額を前渡しで補助します。なお、申請は先着順で受け付け、予算額に達し次第、募集を終了します。



募集期間

令和8年4月1日（水曜日）から予算額に達するまで

補助要件等

補助金の区分	補助対象者		補助対象経費 (積算条件)	補助金の目安
	共通要件	補助金区分毎の要件		
①一般枠	○次のAからDまでの要件を全て満たす方 A 市内に住所又は主たる事業所を有する中小企業者であること	・創業から1年を経過していない個人又は法人であること。	補助対象借入額 500万円まで 借入年利率 0.9%まで 利子支払期間 7年まで	下記の場合 159,000円程度 (借入額500万円 利率0.9% 期間7年 (元金均等返済))
②特定創業支援等事業修了者枠	B 金融機関から事業のために資金を借り入れること。 C 市税に滞納がないこと。 D 風俗営業その他の公序良俗に反し、市長が補助金の交付を不相当と認める営業を行わず、又は行っていないこと。	○令和2年度以降に上越商工会議所が主催する「創業塾」を修了した方または、上越商工会議所・市内商工会にて個別相談指導を受けた方で次のいずれかに該当する方。 ・創業から5年を経過していない個人又は法人であること。 ・既に事業を営んでいるものが、 <u>新分野進出のために新たに会社を設立した場合であって、その設立の日以後5年を経過していない法人であること。</u>	補助対象借入額 1,000万円まで 借入年利率 2.0%まで 利子支払期間 7年まで	下記の場合 708,000円程度 (借入額1,000万円 利率2.0% 期間7年 (元金均等返済))

※令和7年度から創業塾修了者枠が特定創業支援等事業修了者枠に変更となっています。上越商工会議所が実施する「創業塾」または上越商工会議所・市内商工会の経営指導員が実施する「個別相談指導」が特定創業支援等事業に該当します。

※借入額が500万円(補助金区分②の場合は1,000万円)、借入年利率が0.9%(補助金区分②の場合は2.0%)、返済期間が7年を超える場合にも申請できます。その際は所定の計算式に基づき補助金額を算定します。

※補助金は、補助金区分①～②のいずれか一つについて、一の中小企業者につき1回限り申請できます。

注意事項・申請手続き等

融資実行前に補助金の申請が必要です(既に実行済みの融資は補助の対象になりません)。又、既往融資の借り換えを含む融資は補助の対象となりませんのでご注意ください。

詳しくは、市のホームページをご覧ください。申請書様式もダウンロードできます。

◆◆提出先・問合せ先◆◆

〒943-8601 上越市木田1-1-3 上越市産業部産業政策課
TEL 025-520-5729(内線2205) FAX 025-520-5852 Eメールアドレス sangyou@city.joetsu.lg.jp